

第 31 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 23 年 2 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- (2) 場 所 自治会館 3 階 大会議室
- (3) 出席者
 - ア 委 員
美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 影山道幸 田崎由子 橘あすか 芳賀一英
藤田一巳 森岡幸江
 - イ 県 側
総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 土木部次長
建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹 森林計画課主幹

(4) 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 県発注工事等の入札等結果について(平成 22 年度 1 月まで分)
 - イ 建設工事における下請の状況について
 - ウ 元請・下請関係適正化対策の強化について
 - エ 総合評価方式の実施及び今後の対応について
 - (2) 各委員の意見交換
 - (3) その他
- 3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから、「第 31 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

議事につきまして、美馬委員長よりお願いいたします。

【美馬委員長】

それではこれより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思えます。本日は報告事項 4 件でございますが、これらについては、特別問題がありませんので、公開で行うこととしたいと思えますがよろしゅうございますか。

【各委員】

(異議なし)

【美馬委員長】

それでは、公開で行うように決定いたします。始めに、報告事項のア「県発注工事等の入札等結果について」です。事務局、説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(資料 1 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件について、ご質問ございますか。

【田崎委員】

今回の平均落札率が上がったということは、前は最低制限価格の引上げ前ということで、今お聞きしましたけれど、今回、平均落札率が上がったという事は、それが直接的な理由であって他に何か理由があるのでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

基本的には、最低制限価格の引上げが大きく影響していると思っております。

【美馬委員長】

契約金額別で 23 億円以上の場合、これは随分、落札率が低いですね。この 23 億円未満というものが、あまり、下がってないかなという気はしたのですが。そこについては最低制限価格の

影響なのですか。

【入札監理課主幹兼副課長】

平成 22 年 2 月の最低制限価格の引き上げが、全体として水準を上げるということと、もう一つは低い価格ほど水準が高くなるようにということと、所謂、右肩下がりとといった、金額が上がるほど水準が下がるということもありまして、そのような中だということと、この 23 億円以上についてはこの 3 番にあります、所謂、一般競争入札の 1 件で 39 億円というのがありますけれども、これがそのままとなります。また、この案件については一般の競争入札ということで、通常のものとは、最低制限価格等が若干違います。

【美馬委員長】

違ったということですね。

【入札監理課長】

今ほどの 23 億円以上ですが、所謂、WTO 案件に該当している発注でございまして、この場合は、WTO の協定の関係で最低制限価格は設定できないものでございます。その関係で落札率が低い状況が生まれております。昨年度もやはり同じように大きい工事がありましたけれども、昨年度のものは、県の行政ネットワークの通信の工事という特殊な工事だった為に、入札参加者が限られておりまして、その関係で、それほど競争が厳しくなかった。今回は建築物だったので、競争が大変激しかったということでございます。

【美馬委員長】

他にいかがですか。

よろしゅうございますか。それでは、次の報告事項イ「建設工事における下請の状況について」です。事務局、ご説明願います。

【入札監理主幹】

(資料 2 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。本委員会では、元請・下請関係の適正化という事が一つの重要なテーマとなっております。そのような関係で、この下請関係の実態について勉強会をしてはどうか、このような意見もありましたものですから、建設工事における下請状況について、資料を使って説明をしていただく、そしてこれを踏まえまして、皆さんが元請・下請の工事全体についての認識を持っていただいた上で、今後の課題に取り組むという事が目的でございます。

今の説明は、建設工事における下請の状況はどのようになっているのかという現状についてご説明いただきました。意見交換をしながら理解を深めていきたいと思っております。

私の方から少し聞いてみたいのですが、巷で丸投げというような形の話が良く聞かれるのですが、これは 1 ページの最初にあります、元請の果たす役割を果たしていないということで、丸投げという言葉が使われるのか、そこについて 1 つ質問があります。

もう 1 つ、下請を使う場合にこの 3 つの例では、仕事の分担という意味で自分のところでなかなか施工・工事が出来ない場合、他の関連業界を下請に使うという例が多かったかなという気がいたします。その他にも、自分のところでできない事はないけれども、コストの削減等の為に下請を使うと、こういう場合もあるかなという気がするのですが、この点についてはいかがですか。

以上、2 点について教えていただきたいと思います。

【入札監理課主幹】

1 つ目でございますが、丸投げにつきましては、おっしゃられるとおり、ここに記載しておきました、元請の役割を果たしていない状況、それが丸投げというような事でございます。

それから、下請を使う、その理由としまして、コスト削減というような事もございます。それにつきましては、企業としての効率化という面も下請を使う理由として入っているということでございます。

【美馬委員長】

ありがとうございます。仕事はできるのだけれども下請に出す、あるいは効率化という問題ですけれども。例えば元請がたくさん仕事を受注して、自分のところで賄えない為に下請を使うという場合も当然あるのですよね。

そうすると、今度は元請が仕事をとりすぎるというような問題が出てくるかと。要するに自分

のところの限度を超えて仕事を受注すると、こういう場合もあるのかどうか、その点についてはどうですか。

【建設産業室長】

ただいまのお話でございますが、まずは最初の2点目の補足を若干させていただければと思います。建設会社で自社に作業員がいて、それを使わずに下請にだすということは、少々考えずらいところですよ。

【美馬委員長】

そうなのですか。

【建設産業室長】

はい。

また、1つの資料といたしまして、私共の方で手に入れているもの、福島県の建設業協会、250社程ございますが、そちらのアンケート調査でその250社の中に1者あたりどのぐらい作業員を抱えているかというアンケートがございますが、2～3人以内というのが実態でございます。このようなことで自社に作業員を抱えていない実態でございますので、仮にAという会社が3つの工事を請け負えば、どのようにしても、自社だけでは賄えないということから下請を使わざるを得ないこととなります。現在はそのような形で進んでおります。

【美馬委員長】

はい、どうもありがとうございました。他に皆さんいかがですか。

下請の状況はこのような形になっているということです。そして、4ページにありますように、県の適正化要綱では、1～4まで代金の支払いについては決められているということでございます。中身については、ア、イ、ウと3つぐらいの例が出されているのですが、これが典型的な例になるだろうということです。

【芳賀委員】

構造的なことは、概ねそういうことなのだと思うのですが、上請けという事も話題として出てくるかと思うのですが、その件についても少し触れられたらいかかと思えます。

【美馬委員長】

上請けですか。

【建設産業室長】

所謂、大手に下請を出すという行為が一般的に上請けと言われているかと思えます。現在の福島県の入札方式におきましては、地元優先という形が非常に強いということから、そういった実態も中には生じる場合もあるのではないかと認識しております。

【美馬委員長】

そのような場合には、元請の方が、要するに規模的にも技術的にも弱小である、そうしたときには、下請に出される大手のほうがこの元請の役割というかそういうものを果たしていくということになるのですか。受注の制限があるため、地元の小さな企業が取っただけでも、実際の工事の監督等は、上請けである大きい企業が担うというような場合もあり得るわけですか。

【建設産業室長】

現在の入札の時に応札可能な条件としまして、大体の場合は、地域要件の他に経験、実績というものが条件に付しております、それらを確認して実績があります、経験があります、というところが応札者になるということとなっておりますので、全くやったことない会社が仕事を受注し、大手側に下請としてだすという事ではないと捉えております。

【美馬委員長】

しかし、上請けは、比率としては結構あるものなのですか。

【建設産業室長】

先ほども申しましたが、上請けという定義について少々不明確な点もございます。必ずしも自分よりも資本金や従業員の数が多い企業に下請に出すことが上請けなのか否かということ、判断が難しく、上請けなるものの数という比率といえますか、それについては把握しておりません。

【美馬委員長】

はい、わかりました。定義が正確でなければ資料の出しようがない。芳賀委員、どのような意

味で上請けという言葉は使うのですか。

【芳賀委員】

ただいま、室長がお話ししたような形だと思うのですけれども、これは県工事ではなくて、それ以外の市町村と、そのような実態というものを皆さんもきっと見たことはあると思いますが、私も現場をたまに車で通る時ありますけれども、福島市内の小さな業者さんがかなりの規模の舗装工事等を行っているのを見ますと、例えば、□□舗道という舗装専門業者があり、そして片方は有限会社〇〇という建設会社というものが施工業者として表示されているものですから、そういった点で皆さん分かっていた方がいいのかなと、私も少し認識を新たにしておいた方がいいのかなということで、お尋ねしたところです。

【美馬委員長】

当面の元請・下請の関係からは重要な問題ではないですね。

はい、他にいかがですかね。

【田崎委員】

元請・下請間の契約した場合の金額で、元請がある程度の金額で落札して、下請に支払う金額が、元請より少ないのが一般的かと思っていましたが、そうではなく、下請への支払いが高い割合になっているのを感じました。そうすると、丸投げではないのだけれども、1次、2次の下請の方に大分お金を支払っていると、どこから丸投げなのか、元請がどの程度この責任を果たしているのかという事が1つ。

それからもう1つは、最後の4ページの下請代金の支払いというところで、発注者はどういった時に支払いを勘定するのかという事です。これは、下請の方が代金を受け取るのは1ヶ月以内に元請は支払いなさいと言っているのですが、それ以前の発注者は、完了してどれほどの日数以内にお支払いしているのかという事、その2点です。

【美馬委員長】

いかがですか。丸投げの範囲という事ですけれども。

【入札監理課長】

まず、元請が受けた金額の大半が下請の発注金額に使われてしまう場合とは、どのような場合かと申しますと、先程の例で言いますと建築工事の例を見ていただければ、元請側の役割として直接施工する部分ということではなく、元請はあくまでも工事現場の管理である等、そのような部分を担っているということとなります。

先程、その契約の中身に施工の手間の部分だけを契約する場合と、資材の代金を含めて契約する場合とがあるという話をご説明させて頂いておりますが、例えば、下請に資材も込みで発注しておいて、自らは工事現場の管理、安全管理等や、マネジメントの部分を担当するという形で下請に出す場合は、実際、その元請が行うことは、工事現場に技術者を常駐させて、技術的な面での管理や、工事現場の安全管理等を行う等であり、それ以外の材料費や、労務費等といったものは全て下請に支払われる形となりますから、下請の方に支払う割合は非常に高くなるということが考えられると思います。

先程ご説明しましたように、元請が果たさなければならない役割を元請側として全て担っているという場合におきましては、これは所謂、丸投げということではなくて、そのような契約形態であるということになるかと思えます。所謂ゼネコンといわれる会社の場合ですと、通常は資材面もその会社が受けていることが多いと思えますけれども、労務の部分については、大抵は下請に発注することが多かろうと思えますので、そのようなものに近い形での契約とされているのだと思えます。

続きまして、発注者側の支払いということですが、おそらく、県も市町村も同じようなルールであると思えますけれども、基本的には引き渡しを受ける前に、工事の検査を致しまして、それに合格してから引き渡しを受けますが、その時点で請求書を受け取りまして、請求書が届いてから、県では、40日以内で支払うという約束で契約をしております、これは市町村もおそらく同じ条件だと思います。

【美馬委員長】

2番目の問題で、入札で落札した時に、前払い金として支払う分もあるのですか。

【入札監理課長】

基本的には、工事の場合には、前払い金として 40 %の代金をお支払いすることとしておりまして、ただ、総合評価の低価格調査に該当するような落札率が低い案件の場合は、前払い金目当てで低くとってくるという可能性もありますので、その場合には前払い金は 20 %までのお支払いというルールとしております。

【美馬委員長】

そのようでございます。田崎委員、丸投げの比率は、要するに受注の金額の割合では丸投げかどうかは決められなくて、1 ページにありますように、役割をしっかりと果たしていれば、金額的には高い割合で下請に出しても、それは丸投げとは呼ばない。だから、丸投げかどうかということは、1 の元請の果たす役割をきっちり果たしているかどうか、そこがポイントとなるだろうということかと思えます。

他にいかがですか。

【影山委員】

今日の学習会なのですが、県として、5 年前ですか、この入札制度を導入されて、元請と下請の関係が、所謂、建設業法並びに元請・下請関係法、関係要綱で規定されたものを遵守して、今の公共工事が発注されているという認識なのか、やはりこここのところは、改めるべき、次の議題の対策の強化という事という部分でもあるのですけれども、現段階ではどのような認識をされているのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

【美馬委員長】

県の考え方というか認識はどうだろうということです。

はい、どうぞ。

【入札監理課長】

平成 18 年度に改革の方針を定め、平成 19 年度から制度を新しくし、一般競争入札を全面的に導入してきた関係がございます。競争が激しくなって、落札率が以前に比べてかなり下がっているという関係で、最低制限価格の引き上げを県ではその後 2 回ほど行っておりますが、最初に引き上げを行った際に、この委員会の中からも下請がその分しっかりと恩恵を受けるようにならなければいけないのではないかというご意見をいただいております。

その際に元請と下請の関係の対策を強化させていただきまして、それまではそのような事はしていませんでしたが、下請契約を全て提出して頂き、下請との契約の締結過程で法令の遵守がなされているかのチェックを、元請側である企業にしっかりといただくようになってございますので、懸念される事が、例えば法令の遵守がなされていないということまではいっていないのではないかと思います。

ただ、下請の業界の方々、所謂、専門工事業団体の方々からは、前々回の意見をお伺いした際に、そうは言ってもまだまだ自分たちが思ったとおりの金額にはならず指値というような言い方がございましたけど、納得のできる金額水準よりはまだ低い金額水準での契約がなされている状況が続いているというお話もございました。

また、納得できる金額かどうかということと、法令遵守という観点とは微妙に違う話でございますが、施工不可能な金額で契約を締結する場合、これは法令に違反する事になりますので、そのような部分につきましては、県に下請の届出をしていただく際に、チェックできる体制となっております。金額が施工不可能な程度の水準であれば、こちらで指導等が可能な制度となっておりますが、そこまでの事例は、特に私どもの耳には入っておりませんので、言ってみればある程度不満な金額がまだ続いている実状だと思います。

そういったことも含めまして、県の方で実際に現場に向いて、その辺りがどのような状況にあるのかという事は、そこまでは調査を私共の方ではしておりませんでしたので、この後、提案させていただくような調査をしていきたいと考えております。

【美馬委員長】

影山委員、よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

【影山委員】

結局、私の認識とやはり県としての考え方に温度差はあると思います。

我々が聞いているのは、今も買ったたきが続いて、前回の意見聴取の時もそうですが、契約上

はそうであっても、買いたたきの要素がやはり実態としてはあるということです。県としては、税金で公共工事を発注している以上は、やはり最終の下請に仕事を与えるまで監理監督をしていく事、価格自体や法令遵守についても、そこまで追い求めていかないと、今の実態との乖離を埋めていくことにはならないのではないのでしょうか。

そのところに一つ視点を置いた制度改革という事も含めて、次のテーマに持ってくるという事でしようけれども、そのようなこともしっかりと認識した上での制度改革というものを求めていく必要があるのではないかということです。

【美馬委員長】

そうしますと、影山委員、今の話は契約の金額の問題の話なのか、もう一つ、先程、4 ページにありますように、支払い期日を早くという問題なのか、あるいは、その契約の方法、特に 1 ページ目にありますように、丸投げに近い、あるいは元請の役割を果たしていないという問題なのか、その辺りをどのように影山委員は認識しておりますか。

【影山委員】

役割というようなお話ですが、全てです。全てを私は申し上げております。

【美馬委員長】

要するに、契約の内容も下請にきついと、元請の役割をしっかりと果たしていないのではないかと、そのような契約もあるのではないかと。そして、もちろんその金額が低過ぎる、そして支払いの期日についても 4 ページに書かれている様な要綱のように行われていないのではないかとこの心配があるということが影山委員の意見ですが、今の 3 つあるという話についての認識はいかがですか。

【入札監理課長】

基本的には法令を遵守して契約締結をしていただくように私どもの方では要綱に基づいて指導させていただいております。ただ、直接、中に立ち入った形での指導はまだできておりませんので、実態が我々が持っている書類に表れているのかどうかという事が懸念されますので、今回抽出調査を実施するという提案をさせて頂き、よく実態を見極めたいという事を考えてございます。

【美馬委員長】

今後の課題としましては、そういう 3 つの問題があるということです。

他にいかがですか。大体、勉強会はよろしゅうございますか。

それでは、これを踏まえまして、3 番目の報告事項にあります「元請・下請関係適正化対策の強化について」という案でございます。ご説明願います。

【入札監理課長】

(資料 3 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。先程、影山委員から出てまいりました、契約の問題の適正化という事で、これをしっかりと行うために、オープンブック(施工体制事前提出)方式を導入すると、これを行うことによって契約の内容が明らかになる。そして 2 番目は、今度は契約の内容をチェックしますよということを元請及び下請にも周知、徹底させることによって、自己抑制を担っていく、このような 2 つの方策によって、元請・下請関係の適正化の強化策を考えているという事でございます。

おそらく、これを実施すれば、一定程度の契約金額についても、あるいは契約内容についても、先程出ました支払いの遅延の問題についても、ある一定の歯止めがかかり、適正化へ向けての第一歩が踏み出せるのではないかと考えております。

これをめぐりまして皆さんの御意見を頂きたいと思います。いかがですか。

はい、どうぞ。

【芳賀委員】

このオープンブック(施工体制事前提出)方式については、私は基本的に賛成するところです。ただ、私が気になる事は、昨年の発注件数というのは全体で 2,400 件位だったかと思えます。今年は 200 件を対象とするとなると、大体どのくらいの金額、どの程度のものから想定しているのか、あるいは、教育庁であるとか警察であるとかといったところについては、比較的、総合評価方式というものがまだ浸透していないということがあると思えますが、総合評価方式が中心的に

なるとどのようになるのか心配されるところであります。

更に、入札から落札まで時間がかかるとかといった声が聞こえてくるわけですがけれども、その件の問題をクリアできるのかなど、事務量が煩雑になるということがございますので、その入札から落札までの時間がかかりすぎではないか、その辺りはどうなのだろうかというような事です。

【美馬委員長】

はい、3つでございます。全部の中で金額的な割合がどうなるか、もう一つは、総合評価方式を導入していない部署がある、その辺りについてはどうか。そして、3番目はこれを導入した際の負担、そのようなものが出先機関も含めてどのようになるのかということです。

【入札監理課長】

まず、対象となる金額ということでございますけれども、特に県の方として、基準は設けてございませんが、総合評価方式の対象となった工事の中から選ぶことになります。総合評価方式については、3,000万円以上の農林水産部と土木部の案件は全て対象にしておりますが、3,000万円未満、あるいは他の部局のものについては抽出で行っておりますので、どちらかという工書の金額としては大きめの工事が選ばれると考えてございます。

そういった意味では、工事規模が大きいもの程、下請契約が多くなるだろうと考えておりますので、どちらかという下請契約が多い工事が選ばれると考えてございます。

続きまして、農林水産部・土木部以外の部局での総合評価ということでございますが、農林水産部・土木部以外ですと、通常は、建築物の発注、あるいは警察本部における交通信号機関係の発注等がございますが、県の体制の中で総合評価方式の評価、あるいは、このオープンブック(施工体制事前提出)方式を行った際の事後の確認等の全てを賄える程度までには至ってございませんので、他の部局の案件につきましては総合評価方式を抽出で行っておりますので、オープンブック(施工体制事前提出)方式につきましても農林水産部と土木部の案件が基本と考えてございます。

最後に、入札の期間がかかるのではないかとこの事ですが、下請契約まで確定させた上で応札をしなければならないので、通常よりも期間も余裕を見て、応札期間を定めなければならないと考えております。そういった意味ではオープンブック(施工体制事前提出)方式に選ばれる工事というものは、あまり余裕がないような工事は対象から外して、余裕のある工事を優先的にオープンブック(施工体制事前提出)方式の対象としていくことになるだろうと考えております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。大体そのような事でございます。他にいかがですかね。

影山委員、これを行うと先程の心配はある程度は解消されるのではないかと思います、いかがですか。

【影山委員】

そうですね、それに期待しております。ただ、その開示の方式ですね。報告をし、そしてまた、検討に反映させるということですが、この点は、1年後ということになってしまうのかということも質問とさせていただきます。

【入札監理課長】

まず、対象工事というものが、基本的に支払いの状況まで調べたいものですから、工事が完成した後に調査に入るということになるだろうかと思います。実際に、今回、県の要綱を改正した上でそういう調査があるということも前提に契約をしていただいた工事が対象となりますので、おそらく来年度の後半くらいに契約の締結が終わって、工事も完成して、支払いも終わった工事から調査が抽出されることが多くなってくるのだろうと思います。

報告の結果のご説明の仕方につきましては、私どももまだ、そこまでは詰めておりませんが、所謂、企業の経営状況まではオープンにできないということがございますので、この委員会に報告する際には、そのようなものを省いた形で報告するか、または、公開できる部分のみ公開を行った上で、非公表の情報の中で皆様方にご意見頂きたい部分に必要な情報がある場合には、その部分のみ非公開にさせて頂くというような工夫を考えていきたいと思っております。

【美馬委員長】

おそらく、来年の後半ということですが、ただし、この調査をしますよ、ということのアナウンス効果というのは非常に大きいのではないかと思います。抽出をしてそれで実地調査が行われ

ることが公表されますと、それに対しては一定の歯止めになるのではないかと思います。他にいかがですか。

【芳賀委員】

失格規準でございますね、失格規準がたしか4項目位あったかと思うのですがけれども、その中に直接工事費は0.95でしたか、そうしますと下請等のほとんどのものを下請したような場合の直接工事費の考え方、つまり失格規準はクリアして落札、当然しなくてはならない訳ですけども、下請との契約の中で、それが0.75とか0.8といった場合については何か検討されているのかどうか、お尋ねしたい。

【入札監理課長】

まず、落札の時点で、下請にどの程度の比率で下請に出しているのかというのが分かるのが、1番のオープンブック(施工体制事前提出)方式でございます。このオープンブック(施工体制事前提出)方式の場合の失格規準の中には、自分のところの落札率と下請に出した際の下請に出した比率を比較させて頂いて、自分のところの落札よりも低く下請に出すような場合には失格にするといった基準がございますので、そういったところでの歯止めはかかるようになってございます。

ただ、オープンブック(施工体制事前提出)方式以外につきましては、工事が始まって、どこに下請に出すのかというものが提出された後に判明するものでございますが、そういった意味ではその時点ですでに、工事契約は締結されておりますので、失格等にすることはできません。そこにつきましては、前から申しましておりますように、契約水準そのものを県が例えば86%は良くて、85%はだめだということまではやはり、民間の契約なのでできませんが、例えば、不当に低い金額、その金額では施工不可能なような金額水準となっている等については指導して改善を求めるといような事が可能な制度でございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【芳賀委員】

これは非常に言いづらい事なのですが、よく耳にする言葉の中に、書類はあとでついてくるといような話も耳にします。そうしますとその辺りの歯止めということから考えた場合に、オープンブック(施工体制事前提出)方式は良いことなのだけでも、そこまでしっかりと行政サイドでしていただけるのであれば、それに越したことはないのだと思います。その辺りも対応していただければと思います。

【入札監理課長】

そのような事も含めまして、全件まではできませんけれども、抽出調査の中でそういう事例が確認されるといった場合には、ペナルティとしての入札参加制限措置の対象にしていくということでございますので、その抽出された案件のみならず、抽出されない案件も含めまして、もし万が一抽出されたらそういうこととなりますという、牽制する効果も抽出調査では期待しております。そういった意味での歯止めを掛けていきたいと思っております。

【美馬委員長】

一度、オープンブック(施工体制事前提出)方式が決まると、それが証拠書類というか、受注者がこれに違反したら問題がありますよということは明確になるということです。そういう意味では、適正化に貢献するということだと思います。他にいかがですかね。

【安齋委員】

オープンブック(施工体制事前提出)方式につきましては前の入札制度を作った時に、5年前か4年半前、あの時に元請・下請との関係をどう適正化するかということについて、当時の資料をいろいろ探して、どうもこれは宮城県が開発したオープンブック(施工体制事前提出)方式、これ以外ないということで、今日この内容の中に定義してあるのですが。そしてその後、とにかくどんどん推し進めてくださいということで、毎年のようにプッシュしたのですが、ようやく20件~30、40件、今年が64件ですか。これではまだまだデータが揃わないと心配していたのですが、来年から漸く本腰をいれて行き、200件に到達するということですので、この調査結果を待って、また我々も検討してみようと思っております。そのような意味では、大いに期待しております。よろしく申し上げます。

【美馬委員長】

期待するということでございます。他にいかがですかね。よろしゅうございますか。
これを一つの出発点として元請・下請の関係の適正化を強化するという方向性を出したい
と思います。

それでは、4 番目の報告事項「総合評価方式の実施及び今後の対応について」でございます。
事務局、説明願います。

【入札監理課長】

(資料 4 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今年度の 4 月から 12 月までの総合評価方式の実施状況でございま
す。実施状況の結果、3 ページの備考欄にありますように、3 つの問題点があるのではないかと
いう事です。そして、4 ページ目にありますのが、主として特別簡易型の問題についての対応策
ということです。備考欄に載っております、あとの 2 つについて対策は、今のところはまだない
ということですかね。はい、どうぞ。

【入札監理課長】

まだ、具体的な対策ということではございませんけど、その備考欄に書いてある事も踏まえな
がら、今後この評価項目の組み替え等も検討してまいりたいという考えでございます。

【美馬委員長】

3 ページの備考欄に出してある 3 つが、この実施状況から読み取れる問題点ではないかという
事です。そして、4 ページ目の加算点の問題は、他の委員会の問題ではありますけれども、事務
局としては、このような事も考えているという事でございます。もちろん、加算点の問題は、他
の委員会の問題ですけれども、この委員会としても一定の意見は申し上げる事はできると考え
ております。

まず、実施状況について質問あるいは、実施状況を踏まえた上での問題点の指摘、この辺りに
ついてはいかがですかね。

特別簡易型の問題がやはり、一つの重要な問題点となるのではないかということです。そして
その問題は、一方では加算点の問題となるという指摘でございます。いかがですか。

【藤田委員】

いろいろと県の方も積極的に対応をされているので、今までの問題点についても解決されてい
くのではないかと思います。それで、特に抽出調査を行うという事は、業界にとっては刺激的な
事だと思います。私たち中小企業診断協会が受託事業として行っているコスト調査とはまた違っ
た意味で非常に緊張感があるものと思います。調査結果に期待したいと思います。よろしくお願
い致します。

【美馬委員長】

他によろしゅうございますか。

【岩淵委員】

あまりにも特別簡易型に関しまして異常すぎるということがありまして、この評価の内容が少
しおかしいのではないかとすることを主張しておりましたので、評価項目が改善されることによ
って適切な競争ができると期待しております。

【美馬委員長】

それでは、4 ページのところいきまして、この問題点の対応策として、主として 1 と 2 の問
題が出ておりますが、特別簡易型については固定化しやすいので、項目の組み替え、あるいは変
動しやすい評価基準の導入、この 2 つが提案されております。

そして、(2) のところでは価格の評価ウェイトを高める、要するに加算点の比重を下げるとい
う提案になっております。1 の問題は、加算点をどうするかという問題でして、2 の問題はもっ
と根本的に価格の評価ウェイトを高めるという提案となっております。この辺りについてはいか
がですかね。具体的に 1 の固定化しやすい項目の組み替え、あるいは変動しやすい評価基準の導
入については、どんなものを予定しているのですか。

【入札監理課長】

具体的にまだこれとまでは、申し上げられる状況まで至っておりませんが、固定化しや
すいという意味では、2 ページにありますような企業の技術力の評価というものにつきましては、

施工能力、工事成績、優良工事の3つを特別簡易型で評価しておりますが、これは3つとも一定期間内で実績、あるいは一定期間内で何点あれば、その期間内はずっと同じ点数を維持できるというような評価項目となっておりますので、例えばこういったものについて一定期間以外の評価の仕方、例えば、最近の点数はどうなっているかとか、そういった評価の仕方を考えていければと考えております。

また、企業の評価以外の評価項目を新たに導入することも検討しているところでございます。

【美馬委員長】

そういうことを考えているようでございます。直近の成績評価、こういうものを導入するとかそういうことのようにございます。価格の評価ウェイトは、現在はどれぐらいの水準になっておりますか。

【入札監理課長】

特別簡易型におきましては、加算点合計の点数が満点の場合で20点でございます。価格に対して100点を与えておりますから、価格100に対して技術点が20点というような比率でございます。これは総合評価方式を本格的に導入した際に、その前の年まで10点だったのを20点に引き上げを行ってきておりまして、そういった意味では、価格の評価ウェイトをその時点で高めたということがございました。

【美馬委員長】

実際は、そのようになっているということのようでございます。先祖返りというか、従来の方法にある程度返していくと。その他、備考欄に出ております優良工事表彰実績の得点割合が低い、あるいはボランティア活動の実績の割合が高い、これは事実としてはそうだと思うのですが、これはどういう問題があるのですか。

【入札監理課長】

一つめ優良工事成績でございますけれども、実際に優良工事として表彰されている工事というのは、どちらかというと工事規模の大きな工事が多いものでございますが、特別簡易型というのは5千万円未満の工事が対象となっております。そういった意味で、そのような工事規模の大きいものでの評価をどうしても受けていない方の参加が多いということがございまして、資料にもございますが、2ページ目のように特別簡易型では1割程度しか得点できていないというような状況でございます。

更にボランティアということにつきましては、こちらも過去3年間継続してボランティア活動しているのかということで評価させて頂いておりますが、一定の実績がなければ、得点に結びつかない評価項目でございますけれども、それに関わらず他のいろいろな実績で評価しているものに比べて、かなり高い得点状況になっているということとあわせまして、最近よく聞かれますのが、得点になるのでボランティア活動をかなり行っちゃる企業が出てきて、それがボランティアの本来の趣旨とは違うのではないかというご指摘も頂いたりしていることもございますので、そういったことも踏まえた検討を続けているということでございます。

【美馬委員長】

優良工事の表彰実績の得点が低いか高いかということは、2つの問題があります。1つは高い場合はその得点を取っている人がいつも有利になる。ところが、これが低い場合は、業界内部で品質競争が起きないために趣旨が活かされない、この項目のウェイトが低い結果として、企業努力が入札結果には反映されないという2つの問題があります。そして、ボランティア活動の問題の得点が高いという事は望ましい、要するに活動を促進するという意味からすれば、動機は不純かもしれないけれどもボランティア活動は増えるのは県全体としてよろしければ、それを維持するという事が1つの方策かなという気は致します。

2番の優良工事成績の得点割合が低いというのは、これはプラスマイナスの両面があるのかもしれない。

今考えていることは、こういう事のようにございます。そして、加算点の問題につきましては、おそらく、他の委員会で具体的な案が出てくるということでございます。県としては、このような見直し策を考えているということでございます。よろしゅうございますか。それでは、このような方向で是非、改善して頂きたいと思っております。

それでは、報告事項が終わりましたので、各委員の意見交換に移りたいと思っております。委員の方

意見はございますか。

【藤田委員】

私の方から、先日、朝日新聞の記事に総合評価方式での談合という、これは山梨県の事例なのですが、掲載がありました。既にご覧になっている方もおられるかと思うのですが、資料として情報提供をしておきたいと思います。よろしくお願い致します。

【美馬委員長】

藤田委員、これの趣旨はどのような事ですか。

【藤田委員】

このような総合評価方式にあっても、実際、裏でこのような事があり、公正取引委員会が入る様な実態になっているということで、業者の方のモラルもあります。福島県の場合ですと、最低制限価格を上げて頂いたということもあまして、今年度もコスト調査を行っておりますが、前回の調査に比べると良い結果が出ているようです。福島県においては、これからも万全を期して頂ければと思ひまして、この資料を提供させて頂きました。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございます。

ざっと読んでみたところによりますと、価格だけではなくて、総合評価方式の加算点の内容についても事前に談合したという事の内容でございます。価格だけではなくて、総合評価方式で自社が提出する文書の内容まで変えたと、談合によってそれを書き変えたという例でございます。是非このような事の無いように業界等にもしっかりと指示して頂きたいと思ひます。よろしゅうございますか。

他に何か意見交換しておきたいことはございますか。

【芳賀委員】

意見交換ではないのですけれども、ちょっとしたお願いがあります。公共工事をするにあたって、工事成績というものがかなり重要視されている訳です。一部の検査員の方の対応という点についてなのですけれども、しっかりとマニュアル等に基づいて検査業務に当たっているという方が多いのだろうし、また、それは努力されていると思うのですが、中には、非常に一種独特と言いますか、あまり、恣意的な検査というものはあってはいけないと思われるわけですけれども、検査員の一部にかなりおかしな検査をする方がいるという事が耳に入ってくるです。しかし、業界側としてはそれに対して、なかなか声を出せないでいると、それは、工事成績が、例えば 80 点取れるところを 70 点に下げるとか、そのような事が怖いという。これは本当かどうか、少し疑わしいところも無いわけではありませんけれども、書類審査等であったというような話も聞こえてくるものですから、そういったことのないように、県の方でも当然ながらしっかりと対応をされているかと思ひますけれども、さらにそのような個人的な恣意の入らないような形で、気に食わないからとか、気分によってというような検査というものは極力抑えるようさらなる努力をお願いしたいと思ひます。

【美馬委員長】

工事成績の評価、総合評価方式では重要な加算点になるので是非、客観的な評価をお願いしたいということです。発注者側で検査をしますので、そのあたりについては重々注意して頂きたいという要望でございます。大体、評価のマニュアル的なものは客観的に出来上がっているのですか。

【入札監理課長】

今程の話は、成績のつけ方がというよりも検査そのものの方がという話だと思ひますけれども、工事成績のつけ方につきましては検査員だけでつけるのではなくて、工事の監督員、その工事を発注した事務所の監督の立場にある職員、更にもその検査員の 3 人がそれぞれにマニュアルに従って点数をつけまして、それを加重平均をとったもので点数としておりますから、誰か 1 人があまりにも違った形になりますと、それをまたその中で、「どうしてこうなったのか。」という話にもなりかねませんから、変な点数をつけるのはできない仕組みにはなっていると考えております。

【美馬委員長】

そういうことでございます。注意すべき事は、やはり注意しておく必要があると思ひます。他にいかがですかね。よろしゅうございますか。

【安齋委員】

県にお伺いしたいのですけれども、山梨県の事例ですか、自社の文書の内容を変えたり、自社の評価があえて低くなるような簡単な内容にしたりという事が書いてあるのですけれども、総合評価とは一定期間の点数は固定ですよね。固定してこのような事ができるのですか。

【入札監理課長】

特別簡易型の場合は全て機械的に点数がつきますから、あえて記入漏れでもしない限りは、そのような事はできないと思いますけれども、それ以外の簡易型、あるいは標準型の場合ですと工事の施工計画を提案して頂いたり、あるいはこちらでテーマを求めて先程のように騒音の少ない工事施工についてどうしたらいいのかというような提案を求めますので、その部分であえて手を抜いて提案を出したのだらうと思います。ただ、我々、評価をする側におきましても、ある程度、そういう部分の得意な会社があえてそういう事を書いてこなかったりということが、もし、あったとすれば、それはかなり話題になるだらうと思います。どちらかという、本当に工事を実施したことのない会社が何と書いて良いのか分からず、教科書を写してきたようなことを一生懸命書いてきたりしても、あまり点数が取れないというようなことが多いという状況です。今のところはそのような不安になるような事態は、福島県では聞いてはおりません。

【美馬委員長】

よろしゅうございますね。他に何かありますか。

その他に移りますが、その他の事項で何かございますか。

事務局、何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整のため、皆さまのお手元に日程確認表を配布いたしました。

御手数ではございますが、3月7日の月曜日頃までに事務局へ御提出頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

【美馬委員長】

それでよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして本日の議事については、終了いたしました。御協力どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上で、「第31回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。